

総 説

フリースクールに関する文献の動向 —CiNii Researchで検出された日本語文献の例—

本城瑞恵^{*1} 高尾堅司^{*1}

要 約

本研究の目的は、日本で出版されたフリースクールに関する文献の時系列的な展開を概観し、その質的な変化について考察することであった。CiNii Researchを用いて、フリースクールに関する文献を検索した。検索においては、フリーワードとして「フリースクール」、資料の種類として「紀要」と「雑誌記事」をそれぞれ設定し、1980年から2023年にかけて発刊された文献を分析対象とした。分析の結果、以下のことが明らかになった。まず、1980年から2023年の間に合致したデータは計59件で、最初に検出されたのは1999年の文献であった。年によってばらつきはあるものの少しずつ増加し、2019年には最多の8件を記録した後、緩やかに減少した。内容も踏まえた結果から、1990年から2000年代初頭における日本のフリースクールは、不登校支援という一条校の問題を引き受けながらも、その有り様について広く自由に模索していた時期であると考えられた。2010年以降にはフリースクールを取り巻く課題がより複層的に捉えられるようになり、2016年に教育機会確保法が公布されると、急激に文献数が増えて関心の高まりを示しているようであった。これらから、フリースクールに関する研究は、政治的・社会的情勢の影響を大きく受けながら変遷を遂げてきたことが示唆された。

1. 緒言

文部科学省¹⁾によると、令和5年度における義務教育段階の不登校児童生徒は346,482名にのぼり、過去最大人数を記録した。不登校児童生徒数は過去11年連続で増加の一途を辿っており、学校への不適応を起こした児童生徒への保障や支援対策は、まさに喫緊の課題といえるであろう。そんな中、文部科学省²⁾は「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（COCOLOプラン）」を取りまとめ、令和5年3月31日付で全国の関係機関へ通知した。COCOLOプランは（1）不登校の児童生徒すべての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える、（2）心の小さなSOSを見逃さず「チーム学校」として支援する、（3）学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするという3軸で構成されている。これについて文部科学大臣は、このプランを実現するためには、行政以外にも学校や地域社会、各

家庭、さらにはNPO（Non-Profit Organization）、フリースクール関係者等が相互に連携することで不登校の児童生徒への指導に必要な体制の構築やノウハウを共有する必要があると述べている²⁾。さらには、教育支援センターに対しても業務委託や人事交流等を通じたNPOやフリースクール等との連携を強化することの効果を強調している。そもそも、以前より文部科学省³⁾は官民連携について指摘してきたが、COCOLOプランは教育行政と民間機関とのつながりについて具体的に一步踏み込んだ内容である点が、従来のそれとは異なっている。

不登校の児童生徒が学校に代わって通う民間施設の代表格はフリースクールである。藤田⁴⁾は、日本のフリースクールを「学校にいけない不登校の子どもの居場所」、「外国のフリースクールを参考にし、独自の教育活動を行う学校」、「塾や予備校といったもの」に分類した。この分類にあるように、フリースクールは不登校の子どもの居場所として創設され

^{*1} 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 臨床心理学科
(連絡先) 本城瑞恵 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学
E-mail: honjo@mw.kawasaki-m.ac.jp

た側面がある一方で、海外のフリースクールのようにオルタナティブ教育を実施するという役割を担っている。このような背景から、居場所の提供に加えて外国のフリースクール理論や方針を取り入れた教育を実施している例もある。さらに、藤田⁴⁾によると、塾や予備校などは学力向上が重視されるため、根本的に「外国のフリースクールの実践」とは内容やシステムが異なっているという。すなわち日本におけるフリースクールは、いわゆる一条校^{†1)}の教育との接点が拡大しているほか、海外におけるフリースクールと共通の要素を持ちつつも独自の発展を遂げてきたと言える。

今や、フリースクールは、不登校の児童生徒の増加と社会の変化とも連動しつつ、社会的に広く認知されてきた。その一方で、数々の課題も浮き彫りとなっており、その対応のあり方が問われている。そこで、本研究では日本語で出版されたフリースクールに関する文献の時系列的な展開を概観し、その文献の内容の変化について確認することを目的とした。

2. 方法

2.1 分析の手続き

佐藤ら⁵⁾にならって、論文検索においてはCiNii Researchを用いた。CiNii Researchを用いた理由は、佐藤ら⁵⁾も言及しているように、「他の論文検索サイト（例えばJ-STAGEやGoogle Scholar等）では検索カテゴリーに『紀要論文』の区分はなく、他の検索サイトを併用した場合に『紀要論文』の定義の一貫性を担保できない可能性」（p.15）を考慮する必要があるためである。CiNii Researchの設定として、フリーワードとして「フリースクール」、資料

の種類として「紀要」と「雑誌記事」をそれぞれ設定し、期間は1980年から2023年と設定して検出された文献を分析対象とした。1980年を起点としたのは、前島⁶⁾が指摘するように、1980年代に「登校拒否を考える会」や「登校拒否を克服する会」が結成されたこと、前者が学校以外の居場所へと発展していったことが理由である。フリーワードに入力したのは、題目のみといった特定のデータだけではなく、登録データの様々な情報に合致したデータを検索するためであった。

3. 結果

3.1 時系列にみたフリースクール研究件数の動向

なお、文献の発表年は、文献に記載されている西暦年に準じた。また、同一文献が検索結果として挙げられた場合は1件としてカウントした。また、検索結果として挙げたものの入手不可であった1件については分析対象外とした。

検索の結果、1980年から2023年の間に合致したデータは、計59件であった（図1）。1980年から2023年の期間内に最初に検出されたのは吉井⁷⁾であった。2000年と2001年は0件であったが、2002年に3件と増加に転じた。その後、年によってばらつきはあるものの、近似直線としては少しずつ増加し、2019年は8件、2021年は7件を記録した。

3.2 日本におけるフリースクール研究の萌芽期

上記の結果から、本研究において最初に検出された1999年の吉井⁷⁾の研究を起点に、2023年までに発行された和文誌における研究内容を整理することとした。

まず、吉井⁷⁾は日本におけるフリースクールにつ

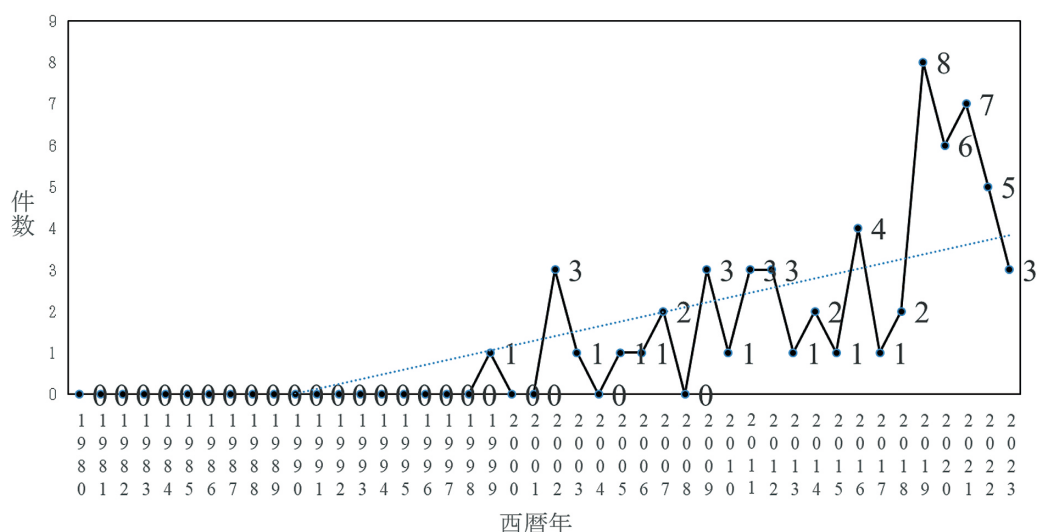


図1 検索結果（1980年から2023年）

いて「諸外国におけるフリースクール運動はニヒルのサマーヒルによる影響が大きいので、多かれ少なかれ、自由主義教育の立場をとるが、日本のフリースクールの場合は第一義に不登校生のための学校以外の学びの場又は居場所としての役割がある」(p.87)とし、諸外国のフリースクールとは性質的に異なっていることを指摘している。そしてこのような日本におけるフリースクールを日本版フリースクールと呼び、実際の機能として不登校生・中途退学者の癒やしとなる居場所を提供する「不登校問題志向」、既存の学校とは違う新しい教育の理念と方法を掲げる「新しい教育志向」、補習、進級、進学のための学習をサポートする「学習サポート志向」という3つに分類できると説明している。特に「不登校問題志向」と「新しい教育志向」を兼ね備えた中間タイプ層の施設が増加していることも指摘している。さらに、この当時の日本におけるフリースクールの役割と意義を挙げ、その機能を「不登校生のためのシェルターの機能が中心だった」(p.102)と称している。こうした役割と意義は十分に認められつつも、今後は不登校問題から脱却を図った新しい教育の可能性の探求へと転換することへの期待を述べている。

この吉井⁷⁾の後、2000年と2001年に報告はなく、2002年になると計3件がヒットした。田中⁸⁾は、学校の役割及び、古典的なフリースクールや世界のフリースクールの実践例を踏まえたうえで、「日本のフリースクールは、不登校の子どもたちの避難所としての役割しか果たしていない。しかしながら、今問われているのは、日本の教育の画一化、均一化の教育内容の批判であり、そのための新しいタイプの学校が求められている」(p.96)ことや「学校のカリキュラムの大幅な変更、改革が必要とされ、学校全体の改革が緊急の課題となってきた」(p.96)と述べている。そして、さまざまなタイプのフリースクールができたとしても「子どもたちが自主的・主体的に思考できるような教育内容、方法が一番大切である」(p.96)と付け加えている。これらの主張に対して藤田⁴⁾は、フリースクールで参与観察などを行い、また、検索エンジンを用いて日本におけるフリースクールの類型化を試みている。そして①不登校の子ども居場所、②外国のフリースクールを参考にし、独自の教育活動を行う学校、③塾や予備校の3つに分類できるとした。その上で、日本のフリースクールは、不登校の子ども居場所と外国のフリースクールの教育実践を両立している現状をあげ、「フリースクールの形態は多様化しており、概念においては確立されてない」(p.104)と述べて

いる。計3件のうち、残る1件は長期欠席者や不登校の子どもを含む、すべての特別なニーズを有する子どもを対象とした教育を受ける権利の実質的な保障に言及したものであった⁹⁾。後に、教育機会の保障が論じられるようになるが、これらの知見はその先駆けになるものとも言えるのかもしれない。

そして次第に、フリースクール内での独自の事例報告がなされるようになってきた。2003年に唯一ヒットした倉賀野¹⁰⁾は、教育大学に所属する大学生によるフリースクールでの授業実践について報告している。この報告対象の主軸は大学生であるものの、授業企画と実践を通じた大学生の学びの中に、フリースクール在籍者との交流の機会が設けられていたことがわかる。2004年の報告はなかったものの、2005年と2006年はフリースクール内で演劇教育を実施し、その取り組み経過や教育意義を報告したものの^{11,12)}が1件ずつヒットした。

2007年は計2件がヒットした。森田¹³⁾は欧米社会の事例にならないながらオルタナティブとして自らを位置づけていたフリースクールが衰退を余儀なくされた事例を取り上げ、その衰退の背景として「1990年代以降、日本社会において、文部科学省をはじめとする行政機関と民間施設との連携が進行し、民間施設に対する教育施策は大きく転換し弾力化している」(p.183)と説明している。そしてその結果、「先行研究では『特殊』なものとして批判されてきた『日本型』のフリースクールこそが、むしろ『正統なもの』として受容されつつあるように、フリースクールを取り巻く社会状況が変容している」(p.183)と見解を述べている。2007年にヒットした残る1件は、貴戸理恵著の『不登校は終わらない』と中西正司と上野千鶴子の共著である『当事者主張』とを比較した書評論文¹⁴⁾であった。その中で小林¹⁴⁾は、『不登校は終わらない』においてはライフストーリーに焦点が当てられていることに対して、むしろ不登校の子どもが置かれているフィールドを明らかにする必要性を主張している。このように、行政と民間との連携という社会の動きとともに事例研究が蓄積されていったことは注目し値する。

2008年は再び0件になるものの、2009年に入ると計3件がヒットした。まず末道¹⁵⁾は、公的な教育機関とフリースクールを生態学的な視点から同価値であるとしながらも、フリースクールは公教育とは異なる努力を要すると述べている。佐川¹⁶⁾は、1980年から1990年代のフリースクール運動をめぐる言説動向や社会的基盤に注目し、そもそも多義的であったフリースクール運動のフレームが、文部省(当時)の影響により、心理的側面が強調されるようになって

たと論じている。このように、2000年代序盤に過去の日本におけるフリースクール運動を解釈しようとする動きが認められたことは注目に値する。なお、計3件のうち、残る1件は発達障害と診断されている生徒らに音楽セッションを行うフリースクールの実践報告であった¹⁷⁾。

3.3 フリースクールの社会における認知度の高まり

2010年に唯一ヒットした横井ら¹⁸⁾は、2009年度の教育行政調査実習において北海道地区で実施されたフリースクールと教育特区の現地調査の概要と、そこから得た知見をまとめた報告を行っている。その中でフリースクール運動における不登校問題との不可分な文脈の存在が指摘されており、いわゆる脱学校といったニュアンスが強調されがちであるとされている。そして、学校復帰を第一とする適応指導教室に対して、フリースクールは必ずしもそうではないという不登校支援への官民間の温度差を問題点として挙げている。フリースクールの財政支援の必要性についても言及されている他、フリースクールが一条校に代わって教育を受ける権利を保障しているとの見解が示されたことは意義深い。

2011年は計3件ヒットした。土方¹⁹⁾はフリースクールの公教育化の負の側面と課題を強調しつつも、不登校支援に向けての新たな支援の形態であるとしている。角²⁰⁾は東京都・埼玉県・神奈川県にあるフリースクールを調査し、学習支援型、居場所型、複合型の3つに分類し、設立した理念や活動方針は「心の支援」が最も重要視されている結果を得ている。さらに具体的な事例をあげ、初期・中期・後期において不登校支援が行われるモデルとその効果を報告している。本山²¹⁾は全国のフリースクールと教育支援センターの設置状況をまとめている。それによると、教育支援センター（適応指導教室）が学校以外の唯一の選択肢となっている例とその選択肢すらない自治体がある一方で、フリースクールの4分の1において収支差額が赤字であるとのことである。この段階において、公的機関である教育支援センター（適応指導教室）と民間施設のフリースクールがともに言及対象となっている点は興味深い。

2012年は計3件がヒットし、2013年は1件のみヒットした。王²²⁾はフリースクールの知名度が上がってきた背景を論じつつ、学割や奨学金の対象にならない問題等から民間施設としての限界について言及している。さらに特定のフリースクールの運営形態の変化の過程を紹介し、公教育化を志向するほど種々の規制がかかることで、居場所としての機能の低下がもたらされるとの負の側面を指摘しつつも、フ

リースクールが居場所の機能を守り続けても不登校を直接的に解決はできないと述べ、フリースクール自らが制度化することで、理念の実現と結びついたもう一つの学校という選択肢として発展する可能性があるとの見解を述べている。北大不登校調査チーム²³⁾は、ある教育委員会の不登校施策の紹介やある相談指導学級の調査結果などに加えて、訪問型フリースクールの事例から不登校支援活動の課題について紹介した他、行政による財政支援の可能性について言及している。このように、フリースクールの多様性を維持しつつも、公教育化や財政支援の必要性が論じられるようになってきた中で、フリースクールの居場所としての機能²⁴⁾や、フリースクールとしての活動と学習支援の両立という課題がつけつけられている事例報告²⁵⁾が認められた。制度上の問題と財政的な問題、さらには公教育とフリースクールならではの教育との両立といった、フリースクールをとりまく課題が複層的に捉えられるようになってきた。

2014年は計2件がヒットした。佐川²⁶⁾†²⁾はある理論的枠組みからフリースクールの実践事例の位置づけを考察し、王²⁷⁾はフリースクールによる不登校特区のカリキュラムを紹介し、不登校状態の解消に一定の効果があることを指摘している。2015年は1件のみで、東京シューレの事例報告を通して、不登校の子どもへの教育支援の意義について考察するものであった²⁸⁾。この時期、フリースクールを対象とした研究において、より一層多様性がみられるようになったといえよう。

3.4 教育機会確保法を巡る動き

2016年に入ると計4件がヒットし、うち1つは「多様な教育機会確保法案」に対する反対意見を取り上げて疑問を投げかける記事であった²⁹⁾†³⁾。本法案については、南出³⁰⁾も懸念を表明しており、学校教育としての実践とフリースクール等の民間機関としての実践との関わりが希薄な状態で、しかも不登校関係者やフリースクール関係者の間における議論が不足のまま法制化に向けた運動が進んでいたと論じている。また、教育実践運動の課題として、子どもの学習権を保障するには、さまざまな実践者同士の研鑽が不可欠であるとしている。他方、相馬³¹⁾は適応指導教室とフリースクールの現状をまとめ、主な課題として①学習指導面、②教育プログラム、③指導員の配置、④不登校児童生徒の抑うつ感をあげている。そして今後は「学校教育法等に適応指導教室やフリースクールを位置づけ、不登校児童生徒への教育的支援のより一層の充実が望まれよう」（p.38）とし、「『フリースクールと義務教育の段階

における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（案）』が、より实际的に不登校児童生徒一人ひとりへの支援に結び付けられるよう望まれる」（pp.38-39）とまとめている。小桐間³²⁾は全国のフリースクール等の施設を対象に質問紙調査を実施し、各施設が重視する方針や活動によって①子どもの権利重視型、②基礎学力重視型、③個別指導重視型、④規則正しい生活重視型の4つに分類している。そして、学校教育が有する権利保障の機能と国民統合・社会統合機能について「『社会との関わりを通じた自己実現』の視点を取り入れることで、両機能を調和的にとらえること」（p.56）を提案している。以上のように、2016年にヒットした各文献は、多様な教育機会確保法案を巡る内容に関連しているものと、フリースクールの現状に関するもので占められていた。法的な整備により、一条校のみならずフリースクールのありようを再考する気運が高まりつつあった段階として位置づけられるのではないだろうか。

2017年は1件ヒットしたが、2016年12月に公布された教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）に言及したものであった。斎藤と吉森³³⁾はフリースクールの運営責任者に半構造化面接を行い、①従来の国の教育行政との関係、②本法成立前後で関係に変化はあったか、③本法成立後のフリースクール運営の展開で重要なことの3点を聞き取っている。その結果、多くの運営者が本法について不十分であるとしながらも、行政機関との関係の変化の兆しを感じていることが示された。また、本法成立後の運営のポイントとして、学習・就労支援や地域活動への参加が重要であるとし、この学習・就労支援の背景には貧困の問題があるとの指摘もあった。

2018年は計2件ヒットし、梶原と熊井³⁴⁾は本法の変遷から論争を整理し、フリースクール・教育支援センター・夜間学校の全国調査結果を踏まえた上で、自身の訪問と文献レビューから実践的課題を横断的に分析している。そして、出てきた課題は本法の運用によって改善される可能性があるとしながらも、画一的な学校教育の枠組みに回収されかねないという懸念を示し、いかに教育行政に介入されずに独自の領域を確立してゆくか検証する必要があると述べている。この年にヒットしたもう1件は、兵庫県立神出学園の学園長のインタビュー記事であった³⁵⁾。

教育機会確保法の公布後、これまで以上にフリースクールの存在意義が問われているかのように、2019年に入ると過去最多の8件がヒットした。まず、藤根³⁶⁾は学校教育や教育行政機関との連携の現状を

明らかにし、オルタナティブスクールの活動状況との関連について分析するために、全国のオルタナティブスクールを対象とした質問紙調査を行っている。そして、出席日数認定や実習用通学定期券の適応は、概ね在籍校との連携が取れているものの、例えば出席日数が認定されている人数は義務教育年齢全体の半数に達しない結果であったことを報告している。このことから、連携の現実と教育を受ける権利の保障は、ケースごとに恣意的、あるいは偶発的に判断されている可能性があることを指摘している。仲本と西川³⁷⁾は、フリースクールの授業について生徒や教師の会話記録やインタビュー、アンケートを実施し、授業に「学び合い」を導入することによる肯定的効果が認められたことを明らかにしている。一方、イギリスのフリースクールの制度に関する研究³⁸⁾によると、フリースクールはイギリスの教育政策の重要な役割を担っているとしており、日本においてもフリースクールの魅力的なプログラムの整備による肯定的効果を期待する知見が認められている。また、不登校を経験したフリースクールの小学生と大学生の交流プログラムに関する知見の他³⁹⁾、フリースクールの創設者を対象とした調査も認められた⁴⁰⁾。それによると、教育機会確保法については概ね高評価であった一方で、フリースクールでの教育の多様性については尊重すべきとの見解が目立っていたという。以上の研究の他、自主夜間中学校の事例^{41)†4)}や、ある学会の自主シンポジウムの概要⁴²⁾、フリースクールにおける演劇ワークショップの事例報告⁴³⁾など、多種多様な研究が認められた。

2020年は計6件がヒットした。まず片岡⁴⁴⁾は「『教育機会確保法』制定後、『多様化』とは学校とそれ以外のフリースクールや不登校特例校、夜間中学等を指し、オルタナティブとはフリースクールなど学校外の『オルタナティブな場』を指すことになってしまった感がある」（p.48）との見解を述べ、公立学校の中に校内フリースクールを設置する意義を指摘している。また、教員養成大学の学生を対象に質問紙調査を行った松島ら⁴⁵⁾によると、学生は子どもが社会性を学校で学ぶことも重要なことであるとしつつ、子どもの実態に応じて「学びの場」を選ぶ必要があることや、学校とフリースクールのそれぞれに長所と短所があると認識していることが確認された。この年の検索には、2018年に開催された東北女子大学家政学部公開研究会の記録⁴⁶⁾や、同じく2019年に開催された東北女子大学公開研究会の記録⁴⁷⁾の他、不登校経験者がフリースクールにおいて不登校体験を他者へ語るプロセスとその意味についての報告^{48)†5)}や、学生及びスタッフの関係性について

である一定の枠組みから分析しているもの⁴⁹⁾もヒットした。以上のように、フリースクールに関わる人々あるいは将来的に教育職に携わることが想定される学生を対象とした調査の他、調査対象者も多様性を増してきた。

2021年は計7件がヒットした。まず菅野⁵⁰⁾は、ICT (Information and Communication Technology) を活用したフリースクールの子どもたちの交流について報告している。物理的な距離を気にせずに参加・交流できることや、自宅に引きこもる子どもとの交流の可能性も広がるメリットを挙げ、加えて、対人不安の強い子どもの場合はチャット機能の有効さも見出している。さらに、オンラインであってもグループ協力できるゲームを取り入れることで、コミュニケーションスキルの向上につながる可能性を示唆している。藤根⁵¹⁾は、フリースクール等のカリキュラム編成を分析し、いわゆる5教科を意識したカリキュラムが編成されているが、それ以外の科目については独自の内容を盛り込んでいることを確認している。また、2021年に発表された知見においても教育機会確保法について言及する例が認められた。黒柳⁵²⁾は教育機会確保法の成立の経緯とそれを巡る議論に着目しつつ、予算面から教育関係者への周知が不徹底であること、フリースクール等の法的な規定等に関して論じている。さらに本山⁵³⁾は、教育機会確保法の成立以前からフリースクールに補助事業を実施していた一部自治体の比較分析を行うなど、同法の是非を複数の切り口から分析される傾向が見て取れた。以上の研究の他、フリースクールにおける活動をシティズンシップ教育という枠組みから捉え直したもの⁵⁴⁾や、フリースクールのスタッフと学校教員への面接調査⁵⁵⁾、NPO 法人北海道自由が丘学園を対象とした事例報告⁵⁶⁾など、質的な研究も認められた。

3.5 新型コロナウイルス蔓延による影響

2022年は計5件がヒットした。過去数年の傾向である教育機会確保法に関する研究⁵⁷⁾以外にも、新型コロナウイルスに関する研究も認められた。桑原⁵⁸⁾は、新型コロナウイルス蔓延前後におけるフリースクールの事例を報告している。武井⁵⁹⁾は、コロナ禍におけるフリースクールの状況を挙げつつ、フリースクールの質の評価と公費の助成のあり方について言及している。その他、フリースクールにおける演劇ワークショップの事例を取り上げた例⁶⁰⁾や、教育的意義に関して論じた例⁶¹⁾なども認められた。

2023年は計3件がヒットし、そのうちの2件は、塾やフリースクールと学校を比較しながら教育課程における特別活動の意義について見解を示したもの⁶²⁾

や、鳥取大学の教員養成センターが開催した「学び・遊び・つなぐ」プロジェクトの中の「つなぐ」にあたる講座の記録⁶³⁾がヒットしている。残りの1件は不登校を経験した人の手記や体験談を KJ 法により分析したもの⁶⁴⁾で、「フリースクールの意義は子どもたちに安心感を抱かせ、＜心の余裕＞を持たせることにある」(p.81)と見解を述べている。

4. 考察

本研究における検索では、1999年以前の文献が1つもヒットしなかった。その後の検索数についても、全体を通じた出現頻度は低空飛行であると言える。しかし、わずかずつではあるがヒットする文献は年を重ねるごとに増加していき、2019年に入ると過去最多を記録するに至る。しかし、その後はまた緩やかに減少する傾向が見られた。この出現傾向も踏まえ、次の項において内容も加味しながら、その理由と傾向を考察する。

4.1 1999年から2023年における研究の変遷

当初のフリースクール研究においては、日本のフリースクールと諸外国のフリースクールのそもそもの有り様や担う役割について、その実態や変遷が比較されてきた。そして、日本におけるフリースクールは、何らかの理由で一条校へ通えない児童生徒、いわゆる不登校児の居場所的な役割を持つものが主流であることはどの文献においても共通した主張である。しかし、取り組みや展望への理解は分裂し、一方では日本教育から脱却したオルタナティブな教育への試案を示唆し、他方ではすでに各フリースクールにおいて諸外国のオルタナティブな教育理念を吸収しながら独自の教育方針を確立しつつあった。このように、フリースクールを取り巻く環境の変容が指摘されてきた。

日本においてフリースクールが一般に広く認知されはじめたのは、1990年代に入ってからである。その社会的背景として、文部科学省⁶⁵⁾が学校復帰を前提として、学校外の公的機関や民間施設における指導要録上の出欠の取り扱いを示したことや、1993年には民間施設への通学・通所に対して通学定期券の発行を認定するようになったことが挙げられる。そもそも、1988年代に活発化したフリースクール運動のフレームは、心理的支援や自治に基づいた教育実践、学校批判と言った多義性を備えていたが、文科省によって心理的側面が選択・協調され、不登校児のみならず学校に通う子どもの心の管理が進められた¹⁶⁾。その結果として、日本におけるフリースクールが当初から備えていた多義性は矮小化され、学校の代わりとなる居場所や不登校問題への取組支援の

1つとして、広く一般へ認知されていったと考えられる。その後、次第にフリースクール内での独自の事例報告¹⁰⁻¹²⁾が見られるようになることに加えて、フリースクールの形態は多様化しており、概念においては確立さえしていないという藤田⁴⁾の指摘を合わせると、1980年から2000年代初頭における日本のフリースクールは、不登校支援という一条校の問題を引き受けながらも、その有り様について広く自由に模索しようとしていた時期と言えるかもしれない。

2010年以降に入ると、フリースクールの運営現状について関心を寄せる文献が増え始め、制度上の問題と財政的な問題を指摘するようになる。さらに、公教育化や不登校特区の他、学習ニーズやカリキュラムなど、一条校を意識させられるキーワードとの関連文献の増加もみられ、公教育化や学習ニーズの汲み取りを支持的に論じながらも、フリースクールならではの居場所機能の低下への懸念も示されている。つまり、2000年代初頭と比較して2010年以降は、フリースクールを取り巻く課題がより複層的に捉えられるようになってきたといえる。

4.2 教育機会確保法公布前後の社会情勢

この背景として、2008年5月に「フリースクール環境設備推進議員連盟」が発足するところから始まるフリースクールを取り巻く社会情勢の動きは注目に値する。上記の議員連盟が発足後、2009年2月に開催された第1回JDEC日本全国フリースクール大会にて「フリースクールからの政策提言」⁶⁶⁾が公表された。その提言書では、9つの提言の他、学校外で学ぶ子どもたちの権利を公的に保障する新法や、検討委員会の設置などの提案が盛り込まれている。そしてこの政策提言を「フリースクール環境設備推進議員連盟」に提出したことを機に、2009年4月には「新法研究会」が発足し⁶⁷⁾、2011年に開催された第3回JDEC日本フリースクール大会にて「(仮称)オルタナティブ教育法骨子案 Ver.1」⁶⁸⁾が採択された。続けて翌2012年に開催された第4回大会において同法骨子案 Ver.2⁶⁹⁾を採択し、第5回大会では名称を変更した「子どもの多様な学びの機会を保障する法案(多様な学び法案)骨子案 Ver.3.1」⁷⁰⁾を採択するに至っている。このオルタナティブ教育法から続く骨子案は、のちに制定される教育機会確保法の前身であり、学校以外の場で9年間の普通教育を受ける権利を保障することや、多様な学びの選択保障をすること、学習支援金の給付に関するなどが盛り込まれていた。この後、2013年9月に「フリースクール環境設備推進議員連盟」は解散になるが、翌2014年に入ると「超党派のフリースクール等議員連盟」を新たに発足させ⁷¹⁾、同年7月に開催された教育再

生実行会議の第5次提言⁷²⁾において「小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する」(p.3)と発表された。翌年、その流れを汲むように2015年1月から有識者によるフリースクール等に関する検討が開始されたのである⁷³⁾。この怒涛ともいえるフリースクールを取り巻く政治的・社会的情勢の波は、一条校主体であった日本の学校教育の考え方を根本から揺るがしたであろう。特に政治と、日本教育の要である文部科学省が関心を寄せ、日本の学校教育と並べて検討を始めたことは、フリースクールに関する研究報告にも大きく影響を与えていたことが読み取れる。

そして2016年12月14日、ついに教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)が公布されたのである。しかし、内容的には当初のオルタナティブ教育法とは大きく異なるものであった。すると、この年以後、急激にフリースクールに関する文献数が増え、本法に関心を寄せてその賛否を論じるものや、改めてフリースクールの実際を報告するようになった。本法に関する肯定的な意見としては、官民関係の変化の兆しなどが挙げられ³³⁾、否定的な意見としては、子どもたちが多様性を経験する機会を排除しかねない²⁹⁾という指摘などが挙げられる。このように、賛否が分かれた理由は「不登校・フリースクール関係者の間においても、十分な議論や合意形成が得られないまま、法制化を巡る運動だけが進んでいた」(p.77)とする南出³⁰⁾の主張に集約される。本法制定をめぐる問題については上記を含めて様々な議論があるが、例えば横井⁷⁴⁾は、「フリースクールなどの多様な学びの場の制度化は一条校で学ぶ権利を失うことにもなりかねず、また不登校の本質的な解決も意味しない」(p.191)ことや、フリースクールは不登校当事者全体を代表するものではないにもかかわらず、「不登校当事者全体に影響を及ぼすような法制度改革を推進しようとした」(p.191)ことが、本法に対する立場の分裂を生んだとしている。この主張に倣って意見を述べるのであれば、本法は十分な議論が進まないまま公布・制定された結果、その賛否を問う議論に発展し、その中心に存在するフリースクールは本法の両価性に耐えうるために行政機関や一条校との連携を意識しながらも、その独自性を主張せざるを得ない状況になっていったと考えられる。

また、本法による混沌とした中、2019年末より世

界的に新型コロナウイルスの流行が確認され、日本において2020年に緊急事態宣言が発出されるに至った。その影響は学校現場にも大きな影響を及ぼし、政府は2月27日に全国一斉臨時休校の意向を表明したのである。一条校である学校現場の多くは急な対応に追われたが、フリースクールも例外ではなかったことを示す文献^{58,59)}が確認されるに至っている。

このように、フリースクールに関する研究は、政治的・社会的情勢の影響を大きく受けながら変遷を

遂げてきたことが示唆された。特に、その影響の中心には教育機会確保法に関連する多方面の動向が伺えるが、先行研究のレビュー結果を中心に検討する本研究において十分に検討がなされたとは言えない。今後は、現在のフリースクールの活動事例を積み重ねるとともに、文部科学省を中心とした不登校支援施策にも注目しながら、各フリースクールが目指すべき方向性について、改めて議論と検討が望まれる。

倫理的配慮

本研究は、川崎医療福祉大学倫理委員会の審査を受けて実施した。審査結果は非該当であった（受付番号：24-053）。なお、本研究に関して開示すべき利益相反関連事項はない。

注

- †1) 一条校とは、学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）の第一条において掲げられている教育施設（小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園）を指す⁷⁵⁾。
- †2) CiNii で検索した結果、発刊年は2014年と2015年の2種が検索された。国立国会図書サーチで検索をしたところ、出版年は2014年、掲載誌名は2014年度と表示されたため、本研究においては2014年を採用した。
- †3) CiNii で表示された発刊年は2017年だが、本研究においては文献上に記載された西暦年（2016年）を採用した。
- †4) CiNii で表示された発刊年は2020年だが、本研究においては文献上に記載された西暦年（2019年）を採用した。
- †5) CiNii で表示された発刊年は2002年だが、本研究においては文献上に記載された西暦年（2020年）を採用した。

文 献

- 1) 文部科学省：令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について。
https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_1_2.pdf, 2024. (2025.3.11確認)
- 2) 文部科学省：誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）。
https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_jidou02-000028870-cc.pdf, 2024. (2025.3.11確認)
- 3) 文部科学省：不登校児童生徒への支援について。
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/koyou/20200204/200204koyou01.pdf>, 2020. (2025.3.11確認)
- 4) 藤田智之：フリースクールの類型化と問題点。佛教大學大学院紀要, 30, 93-107, 2002.
- 5) 佐藤主馬, 宮川拓人, 末吉彩香, 柘植雅義：不登校に関する研究の主題とその傾向—過去30年間の文献に対するテキストマイニングを用いた検討—。障害科学研究, 47, 13-24, 2023.
- 6) 前島康男：登校拒否・不登校問題の歴史と理論。東京電機大学総合文化研究, 14, 23-47, 2016.
- 7) 吉井健治：不登校を対象とするフリースクールの役割と意義。社会関係研究, 5(1-2), 83-104, 1999.
- 8) 田中圭治郎：フリースクールの課題と学校の役割。教育学部論集, 13, 85-100, 2002.
- 9) 渡部昭男：長欠・不登校児者を含めたビジティン教育—「必要原理教育」への権利の視点から（特集 訪問教育のいま）—。障害者問題研究, 30(1), 18-29, 2002.
- 10) 倉賀野志郎：学生教育・4年間カリキュラム構成に位置つく小規模フリースクール（夕張）での授業実践研究。北海道教育大学へき地教育研究, 58, 93-108, 2003.
- 11) 小林久夫：回遊の道をうねうねと—演劇におけるフリースクールの意義と可能性—。千葉大学日本文化論叢, 6, 89-68, 2005.
- 12) 小林久夫：演劇教育における参加のエスノグラフィー—なぜ不登校だった生徒が舞台づくりに参加できたのか—。千葉大学社会文化科学研究, 12, 227-241, 2006.
- 13) 森田次朗：現代日本における「欧米型」フリースクールの変容に関する社会学的考察—京都市における事例Zをと—。京都社会学年報, 15, 169-184, 2007.
- 14) 小林久夫：不登校問題における当事者とは誰か—貴戸理恵『不登校は終わらない』を中心に—。千葉大学人文社会科学科学研究, 15, 141-151, 2007.
- 15) 末道大作：居場所の構成要素と必要性—フリースクールでの社会福祉実習を通して—。社会事業研究, 48, 56-

- 59, 2009.
- 16) 佐川佳之：フリースクール運動のフレーム分析—1980～1990年代に着目して—。〈教育と社会〉研究, 19, 46-54, 2009.
- 17) 館村司：フリースクールにおける発達障害児に対する音楽の効果。人間科学研究, 22 (補遺号), 98, 2009.
- 18) 横井敏郎, 宮盛邦友, 市原純, 石田守克, 佐渡かおり, 市川剛章, 中村太一：公教育制度を問い直すフリースクール—札幌自由が丘学園の調査—。公教育システム研究, 9, 61-99, 2010.
- 19) 土方由起子：フリースクールの公教育化についての検討—「多様化」言説の陥穽—。奈良女子大学社会学論集, 18, 197-212, 2011.
- 20) 角拓海：フリースクールの実態・経年的変化と不登校支援モデルの検討。人間科学研究, 24 (2), 62, 2011.
- 21) 本山敬祐：日本におけるフリースクール・教育支援センター（適応指導教室）の設置運営状況。東北大学大学院教育学研究科研究年報, 60 (1), 15-34, 2011.
- 22) 王美玲：フリースクールの学校化プロセスと展望—不登校特区への転換と教育理念の実践—。やまぐち地域社会研究, 9, 183-194, 2012.
- 23) 北大不登校調査チーム：都市部における不登校者支援の現在—札幌市の支援行政とフリースクールへの調査から—。公教育システム研究, 11, 65-100, 2012.
- 24) 森田次朗：地域社会における「不登校問題」と「居場所」の不可視化—現代日本のフリースクールの事例を通して—。京都大学グローバル COE「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」, 91, 42-59, 2012.
- 25) 井上烈：フリースクールにおける学習支援—学習支援ニーズの高まりと居場所づくり—。教育・社会・文化—研究紀要—, 13, 17-32, 2013.
- 26) 佐川佳之：フリースクール運動をめぐるく地図>の粗描。人間関係学研究, 13, 1-14, 2014.
- 27) 王美玲：フリースクールの転換と不登校特区のカリキュラム。やまぐち地域社会研究, 11, 15-26, 2014.
- 28) 敖愛琳：修士論文概要 フリースクールにおける子どもの教育支援に関する研究—東京シューレ（王子）を事例にして—。茗溪社会教育研究, 6, 81-85, 2015.
- 29) 樫村愛子：多様な教育機会確保法が不登校児の権利を侵害？—今国会では成立が見送られたが、フリースクールで法案の評価で賛否が分かれる—。
<https://webronzas.asahi.com/national/articles/2016052700010.html>, 2016. (2024.7.9確認)
- 30) 南出吉祥：フリースクールの位置づけをめぐる教育実践運動の課題。〈教育と社会〉研究, 26, 77-89, 2016.
- 31) 相馬誠一：適応指導教室・フリースクール等での不登校児への支援。生徒指導学, 15, 32-39, 2016.
- 32) 小桐間徳：学校外教育施設の特徴を踏まえた評価の視点—フリースクール等に関する全国調査の結果を踏まえて—。スクール・コンプライアンス研究, 4, 43-54, 2016.
- 33) 斎藤富由起, 吉森丹衣子：日本におけるフリースクールの歴史と活動に関する質的研究。千里金蘭大学紀要, 14, 21-29, 2017.
- 34) 梶原豪人, 熊井将太：多様な学びに残された課題—フリースクール・教育支援センター（適応指導教室）・夜間中学の分析から—。山口大学教育学部研究論叢, 67, 19-28, 2018.
- 35) 田中佑弥：公立の「フリースクール」。不登校新聞, 477, 4, 2018.
- 36) 藤根雅之：オルタナティブスクール・フリースクールと学校教育の連携—現状把握と活動状況との関連の分析—。教育科学セミナー, 50, 71-84, 2019.
- 37) 仲本卓史, 西川純：フリースクールにおける『学び合い』の導入による生徒の人間関係や学習意欲の向上。上越教育大学研究紀要, 38 (2), 289-297, 2019.
- 38) 鈴木匡：イギリスのフリースクール制度の検証と日本への示唆。神奈川大学心理・教育研究論集, 45, 379-381, 2019.
- 39) 菅野恵：不登校を経験したフリースクールの小学生との交流プログラムの試み—大学生の心境の変化に着目して—。和光大学現代人間学部紀要, 12, 177-184, 2019.
- 40) 奇恵英, 斎藤富由起, 吉田梨乃：居場所型フリースクールにおける「学び」とはどういうものか。福岡女学院大学大学院紀要—臨床心理学—, 16, 35-42, 2019.
- 41) 中條桂子：不登校児童生徒の学習権の保障についての一考察—沖縄のフリースクール・自主夜間中学の取り組みに着目して—。社会福祉, 60, 5-17, 2019.
- 42) 高橋紀子, 入江純子, 飯嶋秀治, 板東充彦：子どもを支えるソーシャルコミュニティ。跡見学園女子大学心理学部紀要, 1, 63-72, 2019.
- 43) 古賀弥生：フリースクールにおける演劇ワークショップの実践と検証。九州産業大学地域共創学会誌, 2, 23-34, 2019.

- 44) 片岡洋子：校内フリースクール 可能性と課題。教育，892，48-49，2020。
- 45) 松島生幸，織田杏里，稲垣応顕：子どもにとっての“遊びの場”についての一考察—教員養成大学の学生における捉え方に焦点を当てて—。上越教育大学研究紀要，40(1)，11-21，2020。
- 46) 小野昇平，本山敬祐，坂本徹：個の尊重と学校教育—不登校児童生徒への支援に関する公開研究会の記録(1)—。東北女子大学紀要，58，39-57，2020。
- 47) 小野昇平，本山敬祐，森岩樹，斎藤美佳子：個の尊重と学校教育—不登校児童生徒への支援に関する公開研究会の記録(2)—。東北女子大学紀要，58，58-80，2020。
- 48) 石原史夏：不登校経験者がフリースクールにおいて不登校体験を他者に語れるようになっていくプロセスとその意味についての質的研究—M-GTA を用いて—。甲南女子大学大学院論集，18，13-21，2020。
- 49) 山本絵梨，宮崎圭子：フリースクールでの「斜めの関係」が不登校生徒に及ぼす影響の検討—インタビュー調査を通して—。跡見学園女子大学附属心理教育相談所紀要，16，189-202，2020。
- 50) 菅野恵：大学生における ICT を用いたフリースクールとの交流プロジェクトの試み。和光大学現代人間学部紀要，14，123-134，2021。
- 51) 藤根雅之：フリースクール等におけるカリキュラム編成の現状把握—「カリキュラムマネジメント」ならびに「特別の教育課程」の議論に向けた予備的考察—。美作大学紀要，54，105-114，2021。
- 52) 黒柳修一：教育機会確保法の成立と「公教育」の課題。教職課程センター紀要，6，27-35，2021。
- 53) 本山敬祐：不登校児童生徒を支援するフリースクールに対する財政支援の可能性—教育機会確保法成立以前より実施されてきた国内先進事例の比較分析—。東北教育学会研究紀要，24，43-56，2021。
- 54) 森田次朗：フリースクールの諸実践から「生きられたシティズンシップ教育」を構想する—居場所・アスピレーション・民主主義—。社会学論集，20(1)，39-62，2021。
- 55) 松島生幸，稲葉光，稲垣応顕：子どもにとっての“学びの場”についての一考察(2)—フリースクールと学校との比較から—。上越教育大学研究紀要，41(1)，11-20，2021。
- 56) 宋美蘭：子どもの自由と大人の「協同」による教育を目指す「伴奏支援型」フリースクール—NPO 法人北海道自由が丘学園の事例から—。한국일본교육학회 제135차 춘계학술대회 발표문，40-65，2021。
- 57) 藤根雅之：フリースクールの時間的・空間的展開—教育機会確保法制定との関連—。美作大学紀要，55，93-102，2022。
- 58) 桑原和也：コロナ禍でのフリースクール運営—コロナ禍の先へ向けて—。明星大学大学院教育学研究科年報，6・7，1-6，2022。
- 59) 武井哲郎：コロナ禍における不登校とフリースクール—官／民および教育／福祉の境界がゆらぐなかで—。日本教育行政学会年報，48，196-200，2022。
- 60) 吉柳佳代子，古賀弥生：演劇ワークショップによるコミュニケーションへの影響—フリースクールでの実践事例から—。九州大谷研究紀要，48，408-390，2022。
- 61) 高橋カツ子：「ものづくり」はフリースクールの児童生徒の成長にどう関わるか。家庭科・家政教育研究，16，3-15，2022。
- 62) 山中洋介：特別活動は学校を学校たらしめるか—塾やフリースクールとの違い—。杏林大学教職課程年報，10，5-17，2023。
- 63) 間屋口貴仁：フリースクールができること。鳥取大学教育研究論集，13，131-133，2023。
- 64) 豊島正熙：フリースクールに通った不登校経験者の語り—子どもの語りのまとめ—。立正社会福祉研究，25(39)，65-82，2023。
- 65) 文部科学省：登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について。https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/020.htm，1999。(2025.3.11確認)
- 66) 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク：フリースクールからの政策提言。<https://freeschoolnetwork.jp/file/teigen.pdf>，2009。(2025.3.11確認)
- 67) NPO 法人フリースクール全国ネットワーク：政策提言活動。<https://freeschoolnetwork.jp/proposal2>，2014。(2025.3.11確認)
- 68) 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク：(仮称)オルタナティブ教育法骨子案 Ver.1。<https://aejapan.org/wp/wp-content/uploads/5416c6a54152fad8fcb0980716b8e198.pdf>，2011。(2025.3.11確認)
- 69) 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク：(仮称)オルタナティブ教育法骨子案 Ver.2。<https://aejapan.org/wp/wp-content/uploads/359ffc5260705c97bbe2239f68ed9224.pdf>，2012。(2025.3.11確認)

- 70) 多様な学び保障法を実現する会：子どもの多様な学びの機会を保障する法律（多様な学び法案）骨子案 Ver.3.1.
https://aejapan.org/wp/wp-content/uploads/kossianVer.3_140706.pdf, 2014. (2025.3.11確認)
- 71) フリースクール全国ネットワーク：フリースクール全国ネットワークニュース.
https://freeschoolnetwork.jp/wp-test/wp-content/uploads/2016/01/20140704_fsnnews.pdf,
 2014. (2025.3.11確認)
- 72) 文部科学省：今後の学制等の在り方について（教育再生実行会議第五次提言）.
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/051/siryo/_icsFiles/afieldfile/2015/12/02/1351916_1.pdf, 2014. (2025.3.11確認)
- 73) 文部科学省：フリースクール等に関する検討会議について.
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/shiryo/attach/1358384.htm,
 2015. (2025.4.24確認)
- 74) 横井敏郎：教育機会確保法制定論議の構図—学校を超える困難—. 教育学研究, 85(2), 186-195, 2018.
- 75) 文部科学省：学校教育法（昭和二十二年三月二十九日法律第二十六号）.
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317990.htm, [2009]. (2025.4.24確認)

(2025年5月7日受理)

Trends in Literature on Free Schools: Japanese-Language Literature Found in CiNii Research

Mizue HONJO and Kenji TAKAO

(Accepted May 7, 2025)

Key words : free school, Japanese-language literature, non-attendance at school

Abstract

The purpose of this study was to review the chronological development of the literature on free schools published in Japan and to discuss its qualitative changes. CiNii Research was used to search the literature on free schools. In the search settings, “free school” was set as a free word, and “bulletin” and “journal article” were set as the type of material, respectively. The analysis period was 1980 to 2023. The results of the analysis were as follows. There were a total of 59 matches between 1980 and 2023, with the first detection in the 1999 literature. The number of matches increased gradually, although it varied from year to year, with the largest number of 8 matches recorded in 2019, followed by a gradual decrease. Based on the results of the study, it is considered that free schools in Japan from 1990 to the early 2000’s were freely and widely exploring how to support non-attendance, while taking on the problem of Article one schools defined by the school education law. After 2010, the issues surrounding free schools became more multilayered, and after the promulgation of the Law for Securing Educational Opportunities in 2016, the number of references increased rapidly, indicating a growing interest in the subject. These findings suggest that the research on free schools has undergone a transition, largely influenced by the political and social climate.

Correspondence to : Mizue HONJO

Department of Clinical Psychology
 Faculty of Health and Welfare
 Kawasaki University of Medical Welfare
 288 Matsushima, Kurashiki, 701-0193, Japan
 E-mail : honjo@mw.kawasaki-m.ac.jp

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.35, No.1, 2025 11 – 21)